

石下水第135号

平成28年3月25日

石狩市下水道事業運営委員会

会長 船水尚行様

石狩市長 田岡克介

石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料について  
(諮問)

本市公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の健全な運営を図るため、石狩市下水道事業運営委員会条例（昭和56年条例第8号）第2条の規定により、下記について貴委員会の意見を求めます。

記

・公共下水道事業の使用料改定について

公共下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計の設置と独立採算の原則が義務付けられています。

このことから、本市では公共下水道事業については概ね4年に一度、使用料見直しを検討しており、本年度がその年に当たることから、平成29年度から平成32年度までの4ヵ年にわたる財政収支の算定を行ったところ、これまでの経営改善努力にもかかわらず、現行

下水道使用料の平均6.28%の引き上げが必要となりましたので諮問するものであります。

なお、下水道使用料改定案は別紙のとおりです。

- ・ 特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料改定について

特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、本市区域内の下水道使用者の格差を解消し、生活排水処理にかかる市民負担の公平性を図るため、平成25年度にその使用料を公共下水道事業の使用料に統一した経緯を踏まえ、公共下水道事業の使用料と同様に改定することについて、併せて諮問するものであります。

別紙

下水道使用料改定案（税抜き）

汚水量			現行	改定案	改定率
公衆浴場 以外の施 設	基本汚水量	10m <sup>3</sup> までの 部分	1,054円	1,120円	6.26%
	超過汚水量	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	129円	137円	6.20%
		30m <sup>3</sup> を越え る部分	188円	200円	6.38%
公衆浴場	1m <sup>3</sup> につき		55円	58円	5.45%